

用途地域		第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	指定のない区域
制限項目														
容積率 (%) ※第52条第1項		60 80		200	200	200	200	200	400 300 200	400	200	200	200	400
建ぺい率 (%)		40 50		60	60	60	60	60	80	80	60	60	40	70
外壁の後退距離														
絶対高さ限度 (m)		10												
斜線制限	道路斜線	適用距離 (m)	20		20	20	20	20	20	20	20	20	20	30
		勾配	1.25 (注1)		1.25 (注1)	1.25 (注1)	1.25 (注1)	1.25 (注1)	1.25 (注1)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
	隣地斜線	立上がり (m)			20	20	20	20	20	31	31	31	31	31
		勾配			1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5
	北側斜線	立上がり (m)	5		10	10								
		勾配	1.25		1.25	1.25								
日影規制	対象建築物		軒高7m超又は3階以上		10m超	10m超	10m超	10m超	10m超					
	測定面 (m)		1.5		4	4	4	4	4					
	規制値	(5mラインの時間)	4		4	4	5	5	5					
		(10mラインの時間)	2.5		2.5	2.5	3	3	3					
敷地規模規制の下限値														

(注1) 前面道路幅員が12m以上の場合で、かつ前面道路の1.25倍以上の範囲においては1.5とする。